

# 令和3年度 事業計画

## 1 基本方針

農地中間管理事業については、令和3年度からスタートする「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき『経営耕地面積の約8割を認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの「産業の担い手」が担う。』農業構造の実現を目指し、農地中間管理機構として、市町推進チーム会の活動を一層活性化し、県、市町、農業委員会、JAなど関係機関と連携を図りながら、担い手への農地集積・集約化に積極的に取り組んでまいります。

具体的には、地域・集落での徹底した話し合いにより農地集積を加速する人・農地・産地プランの実質化の取組に関して、新型コロナウイルスの影響から一部集落において話し合いや将来方針の策定が令和3年度まで延長されたものの、引き続き、市町において進められていることから、本公社においても、県、市町、農業委員会、JAなど関係機関と緊密に連携し、中間管理事業を活用した農地集積等を内容とする将来方針の策定推進を図るとともに、将来方針を策定した集落については、年度計画を立て、連携して深堀調査や集落の課題（担い手の不足、農地の条件整備など）解決を図りながら、将来方針の実現を図ることで、人・農地・産地プランの実質化の取り組みを中間管理事業の推進、加速化に繋げてまいります。

また、これまでも推進を図ってきた土地改良区や集落営農組織、産地部会、多面的支払交付金活動組織、中山間地域等直接支払組織等についても、市町推進チーム会の中で推進対象及び目標面積を明確にした上で、関係機関と連携し、農地の条件整備や地域集積協力金を活用しながら、農地中間管理事業の更なる推進を図ってまいります。

また、中山間地域など担い手が不足している地域では、関係機関と連携し、農地の条件整備、営農計画の樹立、担い手の確保育成等に総合的に取り組むことで農地中間管理事業を推進してまいります。

併せて、相対による利用権設定から農地中間管理事業への誘導と未相続農地への

農地中間管理権設定を進めてまいります。

諫早湾干拓農地については、第3期（平成30年度～令和4年度）利用権の4年目を迎える中、次期利用権設定に関する基本方針の策定と再設定審査の準備を進めるとともに、引き続き、関係機関と連携の下、経営指導や作付状況等の調査及び環境保全協議会や平成諫早湾土地改良区等での意見交換を継続しながら、農地の適切な管理と営農支援を図り、リース料の確実な確保に努めます。

併せて、平成29年度に策定した「諫早湾干拓農地排水改善対策実施方針」に基づく排水改善対策の1期工事が令和2年度に終了することから、引き続き、実施方針に基づき対応が必要な圃場について、年度計画を立て、国庫補助事業を活用しながら、排水対策を実施するなど、環境に調和した先進的な営農の確立に努め、農地リース事業を推進します。

また、潮受堤防排水門の開門関連訴訟については、平成29年4月17日に長崎地裁から開放差止を認める判決が言い渡された潮受堤防排水門開放差止訴訟が、令和元年6月26日、開門を求める補助参加人の独立当事者参加申出を認めない最高裁決定により確定しました。また、小長井、大浦漁業者の方々が開門を求めて提訴した大浦小長井漁業再生請求事件訴訟については、開門を認めないとした福岡高裁判決を不服とした上告に対して、最高裁は、令和元年6月26日に上告を退ける決定を行い、開門を認めないとする判決が確定しました。加えて、令和2年3月10日には、諫早湾内の漁業者の方々の一部が開門を求めて提訴していた長崎2次3次開門請求訴訟について、長崎地裁が、開門を認めないと判決を言い渡し、現在、福岡高裁で審理が行われているところです。一方、国が平成22年の開門確定判決の執行力を排除するよう求めた請求異議訴訟については、令和元年9月13日、最高裁において、審理が高裁に差し戻され、現在、福岡高裁において審理が行われているところです。当公社としては、土地明渡訴訟や力モ食害損害賠償等請求訴訟を含めて、今後とも関係機関等と連携し、干拓営農に支障が出ないよう適切に対応してまいります。

## 2 事業内容

### (1) 農地中間管理事業

#### ① 農地の貸借

人・農地（・産地）プランの実質化で将来方針の中に中間管理事業を活用する方針を立てた集落を中心に、関係機関が緊密に連携し、経営規模の縮小・離農等を考えている農業者等の意向や農地情報を、人・農地プランのアンケートや地図化、深堀調査、日常活動等で的確に捉え、一方、担い手不足や農地の条件整備の課題を解決しながら、まとまった形で農地の利用ができるように配慮して担い手に貸し付けます。

これまで基盤整備地区などの条件の良い農地の事業活用が進んできましたが、借り手が見つかっていない貸出希望農地の半分以上は耕作放棄地であり、今後は、関係機関と連携し、農地の条件整備、担い手の確保、営農計画の樹立を総合的に推進した上で、事業活用を進めます。

また、担い手の生産性向上やコスト縮減に寄与するよう、水田畑地化の取組の中で農地の集約化にも、モデル的に取り組みます。

#### (事業計画)

区分	面 積 (ha)		備 考
農地の貸借	借受面積	800 ha	R3年度計画(実績見込み) 800 (681) ha
	貸付面積	800 ha	800 (775) ha

#### ② 農地の売買

認定農業者等が経営規模の縮小や離農を図ろうとする者から農地を買い入れる場合において、認定農業者等からの申し出に基づいて、機構がその購入資金を全国農地保有合理化協会から無利子で借り受け、買入れ・売り渡します。

#### (事業計画)

区分	面 積 (ha)		備 考
農地の売買	買入面積	4 ha	全国農地保有合理化協会
	売渡面積	4 ha	・担い手支援資金

### ③ 中間管理事業を活用した農地条件整備の推進

「人・農地（・産地）プランの実質化」の中で、農地の条件整備に取り組む方針を立てた集落について、推進チーム会メンバーの役割分担の下、集落と連携し、深堀調査を実施するなど、農地中間管理事業を活用してまとまった農地の確保を行い、機構関連事業（補助率100%）や県営基盤整備事業（補助率92.5～95%）、簡易な基盤整備事業（農地耕作条件改善事業）を活用した条件整備や耕作放棄地の解消を進めています。

この場合、機構として、自ら耕作意欲のない農地所有者に代わり土地改良法3条資格者として基盤整備事業に参加し、経常賦課金を負担する取組や、市町等の協力を得て、機構が事業主体となり、農業者の初期負担を軽減するなどの取組、農地集積に必要な地図化等の支援の取組を行います。

（事業計画）

区分	面 積 (ha)		備 考
農地条件整備への参画や地図化支援に伴う中間管理権の設定	面積	74ha	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経常賦課金の負担 24ha</li><li>・ 機構事業主体スキーム等の掘り起こし 11ha</li><li>・ 地図化支援 200ha</li></ul>

### （2）諫早湾干拓農地保有管理事業

平成30年度からの新たな5年間（第3期）の利用権を設定しています。

農地借受者の営農計画達成に向けた経営相談や意見交換会を通じて、営農活動の支援及び環境保全型農業の推進並びに排水改善対策やカモ被害防止対策を進めるとともに、農地の管理・作付状況の実態把握等を関係機関と連携し推進します。

また、次期利用権設定（令和5年度）に向けて、外部有識者からなる検討委員会を立ち上げ、基本方針を策定するとともに、令和2年度に引き続き、各営農者の各年決算書を基に審査に関する事前準備を進めることで、更新年度の負担軽減を図ってまいります。

カモ食害損害賠償等訴訟（原告は4者、被告は国、県、公社）や土地明渡訴訟（被告は利用権再設定を認めることが適當ではないと判断された営農者2経営体）では、弁護士や関係機関と連携して適切に対応します。

潮受堤防排水門開門問題については、干拓営農者や関係機関等とも連携して、適切に対応します。

## ①諫早湾干拓農地貸付計画

関係機関と連携し、営農者の経営安定を図る中で、リース料の徴収確保に努めます。

（貸付計画）

借受者	面 積	賃 貸 料	備 考
36件	672ha	130,000千円	

- リース料：10アール当たり標準2万円

注) 利用権設定 36件 面積631ha 賃貸料1億2200万円（長崎県含）

公募保留 面積 41ha 賃貸料 800万円

（公募保留分については、利用権再設定をしない2経営体分の賃料相当額であり、土地明渡訴訟の中で損害賠償として請求しています。裁判確定後に募集予定。）

## ②宅地等用地

使用処分計画の変更がなされたことから、増反者及び関連業者への売却が可能になり、関係機関とも連携を図りながら宅地等用地の売却促進に努めます。

区 分	区画数	面 積 (m <sup>2</sup> )	売却金額	備 考
計 画	10	10,000	52,000千円	

（参考）

	区画数	面 積 (m <sup>2</sup> )	備 考
全 体	91	84,703.53	取得額 341,000千円
緑 地 等	16	14,320.86	売却対象外
宅 地			

総 数	7 5	7 0, 3 8 2, 6 7	
売却済み	4 2	3 7, 8 1 9, 9 9	
未 売 却	3 3	3 2, 5 6 2, 6 8	

### ③排水改善対策

諫早湾干拓農地排水改善対策実施方針に基づき、国の事業予算を確保するとともに、営農者との協議を踏まえ、計画的な排水改善対策を進めます。

(事業計画)

#### ○暗渠整備

3ヶ年（令和3～令和5年度）の整備計画 52.1haについて、国庫補助事業枠の確保を図りながら計画的に取り組んでまいります。

圃場数	面積 (ha)	事業費 (千円)	公社負担 (千円)	備考
6	2 6. 0	4 9, 4 0 0	1 9, 5 0 0	

注) 暗渠整備は国庫補助事業（定額補助）と公社特別積立金を財源にして実施している。